

「週休2日工事」実施要領

平成28年6月8日
県土整備部技術企画課

(趣旨)

第1 この要領は、建設現場における「週休2日」の確保に向けた課題を把握するとともに就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために実施する「週休2日工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。

なお、「週休2日工事」とは、完全週休2日(土日)または月単位の週休2日に取り組む工事をいう。

(用語等)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 「完全週休2日(土日)」とは、対象期間内の全ての週において、現場閉所を土曜日及び日曜日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土曜日及び日曜日に加えて、受注者自らが土曜日及び日曜日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とし、受注者の責によらず土曜日及び日曜日に施工を行わざるを得ない場合や降雨、降雪等の影響によりやむを得ず平日に現場閉所し、土曜日及び日曜日に施工が必要な場合は事前に受発注者間で協議した上で、土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、1週間に2日以上現場閉所を行うものとする。そのほか、夜間工事については曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日(土日)を達成しているものとみなす。

(2) 「月単位の週休2日」とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率が、28.5%(8/28日)以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

(3) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

(4) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(5) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(6) 「現場閉所率」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。

2 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日は、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3 週休2日工事の対象工事は、県土整備部が発注する全ての工事(港湾工事は除く。)とし、その全てを完全週休2日(土日)の対象とする。ただし、災害時における応急工事など、週休2日を確保することが困難な工事は週休2日工事の対象外とすることができる。

2 完全週休2日(土日)工事は、共通特記仕様書において、完全週休2日(土日)工事の対象工事である旨を記載するものとする。

共通特記仕様書記載例

第〇条 休日の確保

本工事は、完全週休2日(土日)工事の対象工事である。

実施に当たっては、「『週休2日工事』実施要領」に基づき行う。

実施要領は、宮崎県ホームページ(トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>「週休2日工事」の実施について)から入手できる。

3 「週休2日交替制モデル工事」実施要領(令和4年3月24日県土整備部技術企画課定め)に定める完全週休2日交替制モデル工事として発注した工事において、受注者から本要領に基づく週休2日工事として実施したい旨の希望があり、工事着手前に発注者との協議が整ったときは、本要領における週休2日工事の対象とすることができる。

(実施手続)

第4 受注者は工事着手前に完全週休2日(土日)工事の実施について発注者と協議するほか、次項から第6項までの規定を適用する。完全週休2日(土日)工事の実施を希望しない場合、受注者はその理由を明らかにし、発注者に通知するものとする。なお、完全週休2日(土日)工事の実施を希望しない場合は、月単位の週休2日工事の対象とする。

月単位の週休2日においては、次項から第6項までの規定を完全週休2日(土日)から月単位の週休2日に読み替えて適用することとする。

2 受注者は、施工計画書に完全週休2日(土日)を前提とした計画工程表を添付し、発注者に提出するものとする。

なお、計画工程表には完全週休2日(土日)の対象期間及び現場閉所日を明記し、監督員の確認を受けるものとする。計画工程表を変更する場合も同様とする。

3 受注者は、現場閉所日を変更するときは、事前に発注者に協議するものとする。

なお、降雨、降雪等により予定外の現場閉所を行うときは、その旨を監督員に連絡するものとする。

4 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所を確認できる資料等(現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練の記録資料等)について受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

なお、工事履行報告書、週間工程表及び情報共有システムの活用により、現場閉所の状況を共有できる場合には、毎月の確認は不要とする。

5 受注者は、工事看板等により週休2日工事に取り組む旨を明示するものとする。

6 受注者は、完全週休2日(土日)工事の取組結果について、現場閉所実績が記載された実施工程表等を添付して、発注者に報告するものとする。

(労務費・間接工事費・市場単価の補正)

第5 当初設計では下表（労務費・間接工事費・市場単価の補正）における月単位の週休2日補正係数を乗じた上で予定価格を算出し、週休2日工事の実施後、現場閉所率が完全週休2日（土日）を達成した場合は、完全週休2日（土日）補正係数による額に増額して変更契約する。また、現場閉所率が月単位の週休2日を達成できなかった場合は、補正分を減額して変更契約するものとする。

提出された工程表が通期の週休2日の取得ですら前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領の別表第1における考査項目「7. 法令遵守等」において、1点減点するものとする。

(1) 労務費・間接工事費の補正

	閉所状況：4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）	
	月単位の週休2日補正係数	完全週休2日（土日）補正係数
労務費	1.02	1.02
共通仮設費	1.01	1.02
現場管理費	1.02	1.03

(2) 市場単価及び土木工事標準単価の計上にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

(留意事項)

第6 週休2日工事の実施に当たっては、次の各号に留意することとする。

(1) 受注者が現場閉所日と定めた日において、以下の項目に掲げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。

ア 災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合

イ 異常気象時等における安全パトロールの実施や、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合

ウ 現場見学会等、現場を公開する場合

エ アからウまでに掲げる場合以外における取扱いについては、受注者・発注者間の協議により決定するものとする。

(2) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、資料作成を含む現場閉所中の作業指示は行わないこととする。

附 則

この要領は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年2月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に『「週休2日モデル工事」試行実施要領』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行し、令和6年10月1日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、令和7年10月1日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	完全週休2日 (土日)
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.01
道路植栽工事		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	完全週休2日 (土日)
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.02
フレア溶接		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02